

## 基調講演



## 国連を通じた国家再建

ニコラス・サンバニス

### 要約

米国のイラク介入の余波とアフガニスタンおよびシリアで進行中の戦争が、近い将来の平和構築像の輪郭を形づくる。冷戦直後の時期に研究者らは、民族紛争はなくなる趨勢にあると性急に主張し、昨今では著名な知識人が世界的な暴力の減少を指摘している。しかし、内戦勃発のパターンにはそのような傾向は見取れない。むしろ明らかなのは、民族・宗派間紛争は（イラクやシリアでのように）内戦のレベルまでエスカレートすると長期間にわたり続く傾向があり、終結しても多くは数年のうちに再開するということである。国際社会が各国をこのような戦争から抜け出させるにはどうすればよいのだろうか。国際連合には果たすべき役割がある。紛争後の平和構築には優れた実績のある国連だが、「包括的」介入の新たな目標である国民形成（nation-building）の要求に適應する必要がある。国連はかつて変革を経験した。1990年代の新しい戦争の波に対応し、積極主義の事務局は国連ミッションを単純な停戦監視型平和維持から、文民活動を通じた技術支援を提供して武装した平和維持要員の活動を補完するような、複雑で多次的な活動へと変革させたのである。9・11同時多発テロ事件以後に現れた新介入主義は、国連が関与を求められる事例の範囲を拡大させた。しかし、これらの事例の多くはすべての国際アクターにとって苦い教訓を生み出した。民族・部族間の権力分有は不安定であること、さらに外国から課された民主主義の定着はほぼ不可能であることが明らかになったのである。平和構築要員は民族・部族間戦争から生まれた社会において、互いに連動する3つの政策ジレンマに直面する。第1に、権力分有（パワー・シェアリング）の合意形成に利用できる唯一のパワーブローカーが幅の狭い（民族的あるいは宗派的な）アジェンダを有しており、包摂的な政治システムの構築を妨げる場合、「派閥のジレンマ」（sectarian dilemma）が生じる。第2に、このような国家は脆弱で、資源や正当性に欠ける。

平和への移行を促すには、ある程度の外国による統制が必要である。しかし、外国による国の諸制度の統制によりその制度の正当性が減じられ、現地指導者が締め出されると、「制度のジレンマ」(institutional dilemma)が生じる。民主的制度には有能との世評のある現地指導者が必要だが、外国の統制下にある国でそのような世評を築けるはずがないのである。第3に、国民形成は民族・宗派間の分断を克服するための解決策とみなされるようになっていく。しかし、外国の統制下で国民形成を試みれば「主権のジレンマ」(sovereignty dilemma)が生じる。現地指導者がナショナリズム意識を持つ国民の間に正当性を獲得しようと苦心する中で、たいていは独力で平和を実現できるところまで国の諸制度が発達する前に、外国の統治者を追い出してしまうのである。(平和を維持するための外国部隊による) 治安上の保障は期限が決められるべきではないが、永遠に続くこともありえない。この新しい環境に国連ミッションの居場所はある。平和強制を行う者が平和構築も兼ねることはできない。したがって国連は「強制」よりも「構築」に集中すべきである。国連が十分な強制力を効果的に行使できないことは、占領に対抗するナショナリズムの復活というこの新しい環境においては制約とはならない。同意に基づく平和構築という国連のモデルは、制度のジレンマと主権のジレンマを切り抜けていく助けとなるはずである。

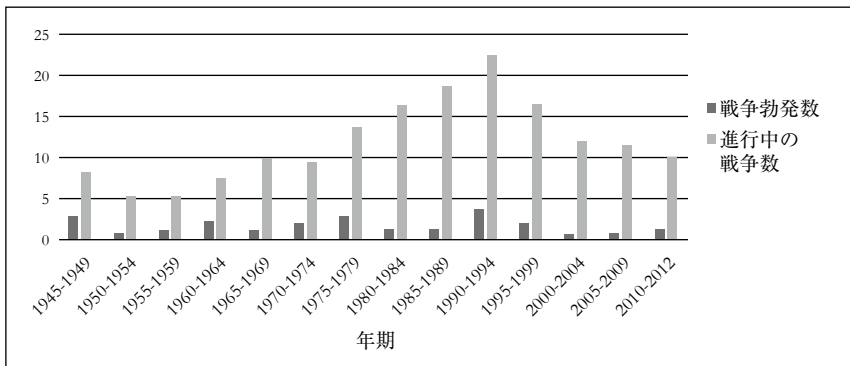
## 序論

スティーブン・ピンカーはベストセラーとなった著書『暴力の人類史』の中で、国際規範、通商、大衆識字率、民主主義制度の拡大により暴力は減少してきたと主張している<sup>1</sup>。同様の主張をした研究者は他にもいる。テッド・ロバート・ガーは2000年に『フォーリン・アフェアーズ』誌に発表した論文で、民族紛争は1990年代前半にピークに達したと推測している。その背景にあるのは、民族的少数派に対する態度が「対立から順応へと変化し……新たな民族紛争の急減、多くの古い紛争の解決、集団の権利を認め、民族間の係争を通常政治へ転換

<sup>1</sup> Pinker, Steven, 2011, *The Better Angels of Our Nature*, New York: Viking. (邦訳:『暴力の人類史』青土社、2015年)

させるための諸国家と国際機関による積極的努力 [につながった] ことだとしている<sup>2</sup>。しかしながら、このような暴力の減少が本当にあるのかどうかは、どのような種類の暴力に注目するか、それをどのように符号化するかによって決まる部分がある。第2次世界大戦の終結以後、国家間戦争は減少しているが、内戦はそうなっていない。実際、1945年以降のデータからは、2つのパターンが明らかに見て取れる(図1を参照)。第1に、新たな戦争勃発のパターンは約20年ごとにピークのある波型を描いている。減少傾向は見られない。第2に、この期間の内戦の数には全体として上昇傾向が見られる。このことは、内戦が長期間続き(平均8年以上)、全戦争の3分の1以上は2～5年以内に再開するという事実を反映している。民族紛争の数が冷戦直後にピークに達したのは確かである<sup>3</sup>。しかし、戦争数の減少は横ばいに転じつつあり、過去20年の傾向が逆転する可能性もある。

図1 世界の内戦数および内戦勃発数(5年単位)<sup>4</sup>



<sup>2</sup> Gurr, Ted Robert, 2000, "Ethnic Warfare on the Wane," *Foreign Affairs* May/June.

<sup>3</sup> 図1では民族紛争と非民族紛争を区別していないが、内戦全体の半数以上が民族間の争いであり、民族紛争のパターンもガーの予測と一致している。

<sup>4</sup> 図1のデータは次から引用。Sambanis, Nicholas and Jonah Schulhofer-Wohl, 2014, "Civil War as Sovereignty Rupture: Coding Civil War, 1945-2012," Working Paper, Yale University and University of Virginia. Y軸は国数×年数全体に占める割合を示す。新規の戦争勃発数には、戦争がすでに起きている国で勃発したものも含めている。

複数の国で、4件以上の内戦が起きている（アンゴラ、ブルンジ、中国、インド、インドネシア、イラク、ミャンマー、ソ連、イエメン、コンゴ／ザイール、ウガンダ）。このように暴力のサイクルから抜け出せない国があるのはなぜだろうか。また、内戦がそれほど厄介なものなら、この20年にその数が減少したのはなぜだろうか。

冷戦終結によるシステムレベルの変化は、その答えの一部に違いない。こうした変化はいくつもの新たな戦争への条件を生み出したが、超大国間の競争の終結は内戦数が減少した原因でもある。代理戦争の動機が低下すると同時に、国際連合（以下、国連）の平和構築活動が拡大した。資源の制約が少なくなったことで、積極主義の国連事務局は国連平和維持活動（PKO）の対象範囲を世界的に拡大できたのである。

PKOドクトリンは「第1世代」の監視型から、「第2」および「第3」世代の多次的な管理・強制型へと進化した。介入の目的も拡大した。「持続可能な平和」が成功の尺度となり、介入が次第に「包括的」（holistic）になるにつれて、初期の停戦監視型PKOのモデルは放棄され、内戦から移行中の社会の諸制度に改革をもたらす深い介入に取って代わられた。

国連の積極主義の高まりと並行して、米国の介入主義も高まった。米国は唯一の超大国として、不従順な諸国家との小規模の紛争に関与してきた。米国のイラクとリビアへの介入の余波とアフガニスタンとシリアで進行中の戦争が、近い将来の平和構築像の輪郭を形づくっている。

この新たな環境において、国連の役割はあるのだろうか。

国連にはできることが多いと私は考える。国連平和活動には優れた実績があり、国連職員は比類のない知識と経験を有し、それを様々な情勢のニーズに応用することができる。ただし、国連ができることには限界もある。

本シンポジウムの主催者は、危険な状態にある文民をPKOが保護する必要性を、今後国連が取り組むべき重要な問題の1つと認識している。過激派やスナイパーから文民を保護することには、道徳的観点からの正当化はほぼ必要ない。しかし、内戦における暴力の大半は戦略的なものであり、したがって国連による

さらなる強制的役割がもたらす戦略的影響を考慮する必要がある。

国連による武力行使の範囲を規定する新しい包括的介入には、本質的な矛盾があると私は考える。ここでいう「包括的」とは、イラクやアフガニスタンのような崩壊国家における介入は国家建設 (state-building) を伴う必要があり、さらに、国家への投資のインセンティブを生むための一定の国民形成 (nation-building) が必要であることを意味する。イラクにおける国家諸制度の目標は、宗派主義から離れた帰属意識と包摂的な国民概念を培う共通の内集団 (in-group) アイデンティティのもとで、スンニ派とシーア派を統合することであった。これは簡単なことではなく、時間もかかる。加えて、このような国民形成のための介入には付き物のジレンマがある。

このジレンマとは次のようなものである。治安の提供と文民保護は平和構築を通じた介入が成功するための土台である。人々が民族や宗派を根拠に過激派の標的にされる限り、その人たちにとって国民とは空疎な概念でしかない。このため、介入する側は過激派を打倒するために武力を行使できる必要がある。しかし、対反乱 (COIN) 型の活動を実施すれば介入側は戦争の当事者となり、創出しようとしている制度の正当性が減じられることになる。また、暫定行政の下での国の諸制度の構築には時間を要する。介入による国への帰属意識の醸成が成功するほど、介入側の撤退を求める人々の圧力は強くなる。この間のバランスをとることは非常に難しく、米国はイラクでこれに失敗したのである。国連ならば、より不偏性が高いと認識されており、能力構築活動の専門知識を有していることから、もっとうまく対応できるかもしれない (イラクではおそらく無理だろうが)。また、国連の弱点が逆に有利に働くとも考えられる。高圧的な介入が反発を招いたとき、フットプリントが軽い方がうまく事が運ぶ可能性があるからである。

## 国連 PKO の進化と新介入主義

国連の平和・安全保障アジェンダは 1990 年代前半に急速に拡大した<sup>5</sup>。国連のドクトリンは、戦闘的な平和強制と平和的な交渉とをまったく新しいやり方で統合する形で進化した<sup>6</sup>。この国連 PKO の変革期を通じて主な懸念となったのは、いわゆる「ミッション・クリープ」（状況反応的に繰り返される任務の拡大）を回避しながら、消極的すぎるとみなされるリスクをも避けるためにいかに武力を使うかという点であった。

過去 20 年間の国連の内部文書に示されている重要な洞察は、PKO は同意の原則を基礎とし続けるべきだということである。ただしこの同意を、受け入れ国の一部のエリート層の利益を反映する狭い意味で解釈することはできない。PKO ミッションには、派遣されることによって紛争当事者の「人質」となるような側面があるため、当事国の同意を強化する方法を見出すことは国連の利益になる<sup>7</sup>。平和プロセスはしばしばスポイラーを生み出し、民族間暴力に訴える少数の過激派によって平和が損なわれうるという事実を踏まえれば、PKO 部隊はマンデートを守るために武力を行使できる資源と裁量権を持っていなければならない。ここで鍵となるのは、新たな包括的介入における平和構築に相応しい武力の規模はどれくらいかという問題である。

自立的な平和の創出に必要な国家建設の任務には、何らかの国民形成の手段が必要である。国家が自己執行的な諸制度を提供できるのは、社会的一体性を通じてである。外国による介入は、過激派を打倒し民族・宗派間暴力を終わらせることによって国民形成を支援することができる。これによって国民は、民族・宗派間の差異から国の再建へと関心を移すことができる。ただし、ここでは順序が重要である。COIN 型作戦を実施しながら国民形成もしようとするのは、うま

<sup>5</sup> 表 A1 に国連ミッション一覧を示している。

<sup>6</sup> 国連 PKO の進化に関する詳しい論説は次を参照。Doyle, Michael and Nicholas Sambanis, 2007, "Peacekeeping Operations," in Thomas G. Weiss and Sam Daws, eds., *Oxford Handbook on the United Nations*, Oxford: Oxford University Press, pp. 323-348.

<sup>7</sup> 無関心としての消極性の問題についてはブラヒミ報告で指摘されている。次を参照。United Nations, *Report of the Panel on Peace Operations*, A/55/305-S/2000/809, August 21, 2000.



くいくとは考えにくい。砲火の下での国民形成などおそらく不可能だろう。課題となるのは、平和構築期に、理想的には国連の主導で、強制から平和構築へと移行する方法を見つけることである。

### 適切な平和構築の基準とは？ それはいかにして実現できるか？

平和構築の結果は、戦争への回帰（消極的平和）から社会的調和（曖昧な平和）までを含む1つの連続体に沿って並べることができる。マイケル・ドイルと私は、PKOが目標とする積極的（参加型）平和のかなり控えめな基準を提案した。この基準で求められるのは、大きな政治的暴力がないこと、主権の分割がないこと、そして最低限の政治的開放性（最も権威主義的な体制はかろうじて排除できるが、民主主義体制とみなすには低すぎるレベル）である。この控えめな基準に照らしても、平和構築の成功は多くの国にとって捉えがたい（曖昧な）目標である。2000年までに終結したすべての内戦のうち、戦後2～5年以内に積極的平和が達成されたのは全体の3分の1余りである<sup>8</sup>。もっと厳しい基準を用いれば、失敗数はさらに増えるはずである。

上記の平和構築の成功の基準は、イラクやアフガニスタンなどで現在行われている介入の目標と比べれば控えめである。このような環境での野心的な目標は、実現の可能性が低いことは明らかであろう。民主主義への大幅な移行には対応できない社会も少なくない。介入の目標と戦略は、根底にある平和構築の「エコロジー」——国家諸制度に投資し法の支配を支持するか、あるいは民族紛争をおおるかを現地指導者が決める戦略的環境——を反映すべきである。こうした環境は、派閥間の敵意と現地の平和達成能力の程度によって形づくられる。平和と再建のための国際支援は、これらの現実に適応しなければならない。この現地能力・敵意・国際支援の3つは、ドイルと私が「平和構築の三角形」と呼ぶ論理の相互

<sup>8</sup> これらのデータは次から引用。Doyle, Michael and Nicholas Sambanis, 2006, *Making War and Building Peace: United Nations Peace Operations*, Princeton, NJ: Princeton University Press. これらのデータは2012年までの期間を含める形で更新される予定である。予備分析によれば、本論で言及した分析結果は12年分のデータを追加しても変わらない。

に関連しあう構成要素である。すなわち、敵意が深いほど現地能力の破綻は大きく、平和創出のための国際支援の必要性も大きくなるという論理である。

このことは、一部の社会では戦争から平和へ移行するために長期にわたる外国のプレゼンスが必要になることを意味する。別のやり方として、どちらかの側が勝利し、新たな政治的秩序を課すまで戦争を継続させるという方法も考えられるだろう<sup>9</sup>。しかし、軍事的勝利が最も安定的な成果であるとは限らず、正義を犠牲にして安定が実現されることもありうる。われわれのデータが示唆するところでは、軍事的勝利は短期的な戦争再発のリスクの低さと相関するが、特に国連ミッションの支援を受けている場合には、交渉による解決も同様なのである（表1を参照）。さらに、参加型平和を見ると（表2）、軍事的勝利は成功とされる結果と統計的に有意な相関性がないのに対し、国連ミッションの支援による解決は圧倒的に成功率が高い。

表1 戦争の結果と短期的な戦争再発

	終結後 2年間 戦争なし	終結後 2年以内に 新たな戦争	事例総数	ピアソン係数 $\chi^2(1)$
軍事的勝利	55	15	70	5.50 (p = 0.019)
勝利なし(休戦/解決)	30	21	51	
事例総数	85	36	121	
交渉による解決	19	3	22	3.34 (p = 0.068)
解決なし(休戦/勝利)	66	33	99	
事例総数	85	36	121	
国連活動を伴う戦争				
交渉による解決	12	2	14	4.75 (p = 0.029)
解決なし(休戦/勝利)	6	7	13	
事例総数	18	9	27	

注：軍事的勝利の分析結果は民族紛争では同様だが、非民族・宗派紛争ではやや弱い（統計的に有意ではない）。交渉による解決の分析結果は、民族紛争と非民族紛争に細分すると弱くなる（統計的に有意ではない）。この差異は国連の介入がない事例が要因である。全分析結果は Doyle and Sambanis (2006) の表 3.2 に示している。

<sup>9</sup> Toft, Monica, 2010, "Ending Civil Wars: A Case for Rebel Victory?" *International Security* 34 (4): 6-37; Luttwak, Edward, 1999, "Give War a Chance," *Foreign Affairs* July/August.

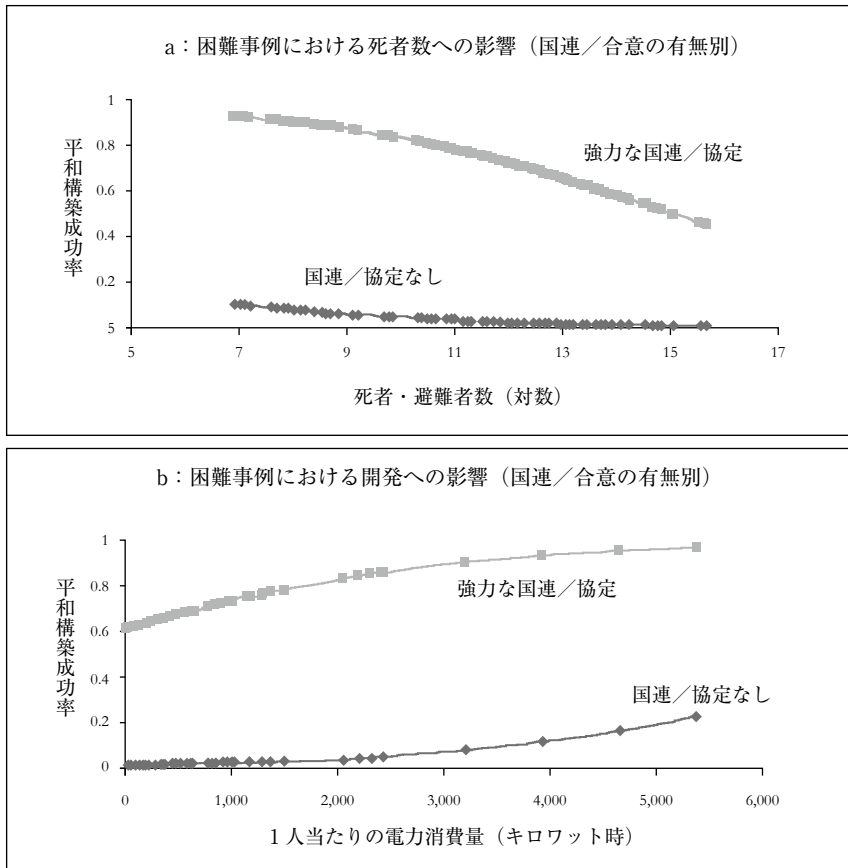
表 2 戦争の結果と短期的な参加型平和の成功

	戦後 2 年 以内に成功	戦後 2 年 以内に失敗	事例 総数	ピアソン係数 $\chi^2(1)$
軍事的勝利	20	50	70	0.32 (p = 0.575)
勝利なし(休戦/解決)	17	34	51	
事例総数	37	84	121	
交渉による解決	15	7	22	17.91 (p = 0.000)
解決なし(休戦/勝利)	22	77	99	
事例総数	37	84	121	
国連平和活動を伴う 交渉による解決				
全ての戦争				
解決および国連活動	11	3	14	17.18 (p = 0.000)
その他の全事例	26	81	107	
事例総数	37	84	121	

注：軍事的勝利の分析結果は民族紛争では同様だが、非民族・宗派紛争ではやや弱い（統計的に有意ではない）。交渉による解決の分析結果は、民族紛争と非民族紛争のいずれも正の関係で統計的に有意である。全分析結果は Doyle and Sambanis (2006) の表 3.3 に示している。

国連ミッションが最大の影響をもたらすことが期待できるのはどのような事例だろうか。われわれのデータが示唆するところによれば、国連活動が最も有用なのは困難な平和構築環境、すなわち敵意レベルが高く現地能力が低い事例である。このような事例で戦後短期間に参加型平和を達成できる見込みは、何らかの形態の支援がなければ極めて低い。このことは、われわれの分析に基づいて仮説的な「困難」事例と「容易」事例を作成し、それら事例に対して和平協定に基づいて展開される国連平和活動の影響を、様々な敵意レベルと現地能力レベルにおいて検証したシミュレーションに示されている。

図2 「困難」な平和構築環境における国際社会の能力



注：以上の図は Doyle, Michael and Nicholas Sambanis (2006, p. 129) から転載。

図2のグラフ(a)は、困難事例において戦後2年以内に参加型平和が達成される推定確率の、敵意レベル(死者・避難者数の対数を尺度とする)による差異を示している。国際的支援がない場合の成功率はほぼゼロであるのに対し、国連平和活動がある場合はかなりの確率である。国連の支援があっても、敵意レベルが高いと成功率は下がる。グラフ(b)にも同様の傾向が見られ、これは困難事例における国連支援の効果を現地能力レベル(1人当たりの電力消費量を尺

度とする)の差異に従って示したものである。一方、敵意レベルが低く現地能力が高い「容易」事例では国連支援は必要なく、現地能力レベルが最も高いところでは、国連支援がある場合とない場合との差はごくわずかである<sup>10</sup>。

では、どのような国際的介入でも役に立つのだろうか、あるいは国連ミッションの方が効果的なのだろうか。この疑問は今なお議論されており、異なる様々な意見がある。しかし、私がドイルやジョナ・シュルホファー＝ウォールと行った研究は、参加型平和に絞れば国連ミッションの方が効果的であることを示唆している<sup>11</sup>。

国連ミッションと国連以外のミッションとでなぜ違いがあるのかは明らかではないが、国連が容易な事例を選んでいるからではないことは確かである(われわれのデータによれば、むしろその逆である)。1つの推測として、国連ミッションにはいわば「正当性プレミアム」があり、ミッションが構築する制度に対する、市民の受容を弱めることにつながる反発を生むことなく任務を遂行できるという考えがある。これと関連するもう1つの見解は、紛争解決の強制を目的とした多くの国連以外の介入の特徴である戦闘行為は、介入者側が長期的な平和の支えとなるべく構築しようとする政治制度の正当性を損なうというものである。

これは重要な洞察である。すなわち、平和強制者は同時に平和構築者たりえないのである。国連は相対的に弱体であるため、国民を統合する公平な制度を構築する能力を損なうおそれのある COIN 型の活動には従事していない。本論の後半では、一定の心理的メカニズムを捉える理論枠組みを素描し、高圧的な介入がなぜ自ら失敗の種を蒔くのかの説明を行う。国連にとって難しいのは、暴力で平和プロセスを妨害してくる過激派の餌食にならずに制度を構築するための戦略を立てることである。ここから PKO における同意という問題が再び浮上する。

ジャン・マリー・ゲーノーは国連の PKO 担当事務次長時代に、「同意は依然と

<sup>10</sup> 容易事例の推定値を示したグラフは Doyle and Sambanis 2006 の 129 ページにある。

<sup>11</sup> Sambanis, Nicholas and Jonah Schulhofer-Wohl, 2007, "Evaluating Multilateral Interventions in Civil Wars: A Comparison of UN and Non-UN Peace Operations," in Dimitris Bourantonis, Kostas Ifantis and Panayotis Tsakonas, eds., *Multilateralism and Security Institutions in the Era of Globalization*, New York: Routledge.

して平和維持活動局（DPKO）の活動の原則であり、そうでなければそれは平和維持ではなく、国連はそれを実施するのに相応しい組織ではない」と述べている<sup>12</sup>。国連は戦争やCOIN型活動の実施を求められるべきではないという点には私も賛成である。しかし、同意の原則に盲目的に従えば、国連が暫定行政を主導する能力は必然的に減じられる。そうした行政の運営にはほぼ確実に武力行使が必要になるのである。

文民保護は国連の対外的イメージにとって重要なだけでなく、単純に倫理的理由で正当とみなされるわけでもない。そこには政治的な帰結がある。紛争地域での実験や調査を用いた最近の研究で、民族間暴力にさらされると、国民としての共通の帰属意識と引き換えに民族への帰属意識が強固になることが示されている。民族間暴力は人々の民族的帰属意識を強め、包摂的制度への支持を弱めることにより、国民形成のための介入の目標達成を阻害する。これと対照的に、平和が拡大し、破壊される資源が少なくなるほど、人々が民族や宗派を超えて国への帰属意識を抱く可能性が高くなる。したがって、文民の安全確保は効果的な国家建設に、ひいては平和構築の出口戦略に必要なことなのである。

## 新介入主義

現在衆目を集めている紛争（イラク、シリア、アフガニスタン、リビアなど）には、深い敵意、派閥間の一体性の不在、分裂、制度的能力の低さといった特徴がある。これらはまさに包括的な国際支援が必要な種類の紛争である。しかし、民主主義の推進や国家建設といった介入側の目標は、このような事例においては野心的すぎる。これらの国々の戦前の制度的・経済的な発展水準は戦後の民主主義の最も的確な予測因子であり、ごく短期間（約2年）を過ぎて以降に民主主義的成果に前進があった場合、それは国連のプレゼンスによるものではなく、当然ながら強制活動によるものでもない（表3を参照）。

---

<sup>12</sup> 次のプレスリリースにあるゲーノーの発言。GA/SPD/265, "Reform of UN Peacekeeping Operations a Real Process with Real Benefits, Under Secretary-General Tells Fourth Committee," October 15, 2003.

表 3 戦前の民主度と戦後の民主化の関係

	民主度 (2年後)	民主度 (2年後)	民主度 (2年後)	民主度 (5年後)	民主度 (5年後)	民主度 (5年後)
戦前の 民主度スコア	<b>0.4945</b> (0.1041)	<b>0.4361</b> (0.0971)	<b>0.4237</b> (0.1043)	<b>0.4694</b> (0.1071)	<b>0.3746</b> (0.0956)	<b>0.3556</b> (0.0984)
1人当たり GDP (開戦年)	—	0.0004 (0.0002)	0.0004 (0.0002)	—	<b>0.0007</b> (0.0002)	<b>0.0008</b> (0.0002)
複合 PKO と 国連による強制	—	<b>4.449</b> (1.399)	<b>3.910</b> (1.494)	—	<i>3.201</i> (1.723)	2.699 (1.887)
和平協定	—	—	1.178 (1.076)	—	—	1.288 (1.031)
派閥数	—	—	-0.0475 (0.2811)	—	—	<i>0.5089</i> (0.2638)
石油輸出依存	—	<b>-3.917</b> (1.140)	<b>-3.920</b> (1.112)	—	<b>-4.840</b> (1.128)	<b>-5.062</b> (1.050)
死者・避難者数 (対数)	—	—	0.0592 (0.1547)	—	—	0.2107 (0.1671)
定数	-0.1121 (0.6570)	-0.5063 (0.8253)	-1.381 (1.861)	0.3026 (0.6947)	-0.5512 (0.8877)	-1.722 (2.021)
サンプル数	136	130	129	135	129	128
決定係数 (R <sup>2</sup> )	0.2398	0.3798	0.3853	0.2021	0.3778	0.3991

注：OLS 回帰分析。記載データ：係数とロバスト・クラスター標準誤差（カッコ内）。太字の推定値は有意水準 5% 以上。斜体の推定値は片側検定で有意水準 5%。民主度は戦争終結から 2 年後および 5 年後の政治体制変数に基づくスコアを尺度とする。戦前の民主化度は紛争前 5 年間の移動平均。5 年以内にデータの無い年があった場合、データのある最も近い年（通常は紛争の前年）の値を代わりに用いた。他の変数は Doyle and Sambanis (2006) から流用し、2000～2012 年の期間を含めて更新した。

よくある問題は、制度的能力に欠け、民族・宗派間競争によって民主的プロセスが無効化されることのない状況を確保できない国で、選挙が試みられることである。このような介入における成功の余地は極めて小さく、その見込みは介入側が人々の間に強い国民的帰属意識を醸成できるかどうかにかかってくる。

2000 年の米国大統領選挙の際、共和党候補者はクリントン政権がボスニアなどで米軍を文民目的に使用することを推し進めたと批判したが、以後、国民形成は新介入主義の必須要素となった。ブッシュ政権は外国での国家建設や国民形成への米国の関与を大幅に拡大した。現在では、学校・基本インフラの再建や、

小規模な開発案件に関する地域社会における解決策の模索は基本となっている。

新介入主義はいまや定着している。米国におけるこの新介入主義は、拡張的解釈による国益を追求する中で弱体国家に介入する傾向をますます強めている新保守主義者（ネオコン）と、人道的危機の防止措置を強く求める新自由主義者との間の危うい連合のあらわれである。この政治的スペクトルの両端をまたぐ利益の合致は、性急で時に逆効果の介入につながり、相手国は戦後移行のストレスに対処できない状態のまま取り残されてしまいかねない。その最近の一例がリビアである<sup>13</sup>。

国連は、このような移行に巻き込まれざるをえないだろう。イラクとアフガニスタンにおける米国の経験は、平和強制者が同時に平和構築者とはなりえないことを実証している。したがって、体制移行のきっかけを作る戦争初期以降は、国連が暫定行政の任務を引き継ぐべきである。暫定行政の下で国民形成のための介入によって生まれた課題に対応するうえでは、国連は他のアクターより優位な立場にあるはずだからである。

## 平和構築者のジレンマ<sup>14</sup>

国民形成と民主主義の推進と聞けば、新帝国主義のにおいがする<sup>15</sup>。しかし、そこには違いがある。古典的帝国主義とは異なり、新介入主義は恒久的な搾取を目指しているわけではない。むしろ目標は、独力で機能できる包摂的国家における自立的平和を創出することにある。介入は通常は多国間的で、国連に法的権

<sup>13</sup> Kuperman, Alan, 2013, "A Model Humanitarian Intervention?: Reassessing NATO's Libya Campaign," *International Security* 38 (1): 105-136; and Kuperman, Alan, 2013, "Lessons From Libya: How Not to Intervene," Harvard Kennedy School Policy Brief.

<sup>14</sup> この節は次の文献を基にしている。Russell, Kevin, Seok-ju Cho, and Nicholas Sambanis, 2014, "The Occupier's Dilemma: Foreign-Imposed Nation-Building after Ethnic War," unpublished manuscript, Yale University (October 12).

<sup>15</sup> 次を参照。Ignatieff, Michael, "Nation-Building Lite," *New York Times Magazine*, July 28, 2002; Boot, Max, 2002, *The Savage Wars of Peace: Small Wars and the Rise of American Power*, New York: Basic Books; and Ferguson, Niall, "No Way to Run an Empire," *New York Times Magazine*, April 27, 2003.



限を求める。介入国の側は費用を負担し、早期の撤退を望む<sup>16</sup>。こうした違いにもかかわらず、介入は反帝国主義的な反感を招きうる。ここにジレンマが生まれる。ナショナリズムを前にして、外国による暫定統治が成功することなどありうるのだろうか。

ここではこの疑問を、制度、暴力、外的介入が相まっていかに人々の社会的帰属に影響するかという点と、社会的帰属意識がいかに指導者の選択を方向づけ、また逆にその選択により方向づけられるかという点を考えることで検討していく。

以下に提示する主張は、ケビン・ラッセル、チョ・ソクジュとの共同研究に基づいている。われわれは共同で、上述のジレンマを捉えた平和構築のゲーム理論的モデルを開発した。このモデルは、社会心理学や行動経済学の豊富な実験に基づく研究文献で裏づけられている個人の行動に関する仮説に依存している。ここでは形式的な説明は一切省き、中心的な主張を概括することとしたい。

ここでは、民族・宗派間紛争から生まれる2つの集団からなる社会のモデルを構築する。両集団は資源をめぐる争っている。各集団を代表する指導者は戦略的であると想定されるのに対し、住民は自身のアイデンティティ（帰属意識）に制約されながら周囲の環境に反応すると想定される。両集団とその指導者は動的ゲームの中で互いに影響し合っており、民族として、あるいは国民としての帰属意識を持つ。また、争っている資源を獲得するための民族間戦闘に費やす労力の量はそれぞれが決める。資源は各集団の戦闘にかける努力に応じて分割される。

重要な前提として、次の4点がある<sup>17</sup>。第1に、各個人は大きい方の社会集団に属したいと考え、自分が帰属意識を持つ集団から実益と自尊心を得る。第2に、ある人が自分の民族集団（あるいは国）に帰属意識を持つ場合、その集団（あるいは国）の地位を意識し、集団内の成員が集団外の者より多くの利益を得ることを望む。第3に、民族間戦闘が激化すれば国の資源が破壊されるため、

<sup>16</sup> この点についての詳しい論説は次を参照。Fearon, James D. and David D. Laitin, 2004, "Neotrusteeship and the Problem of Weak States," *International Security* 28 (4): 5-43.

<sup>17</sup> これらの前提は他の類似のモデルの基礎をなしている。次を参照。Sambanis, Nicholas and Moses Shayo, 2013, "Social Identification and Ethnic Conflict," *American Political Science Review* 107 (2): 294-325.

民族集団の地位に対する国の相対的な地位は低下する。第4に、社会的帰属とは、自分と集団との距離を意識することを含意する。この距離は、その人と集団の他の成員に共通する属性に基づいて決まる。国には両方の集団が含まれ、個人は自身の民族集団としか共通の属性を持たないため、どの個人についても国との距離は民族集団との距離より遠い。したがって、分裂した社会では国への帰属意識を持つことはコストを伴う。しかし、国の地位が高ければ、それでも諸個人は国に帰属意識を持つ。

ここで、モーゼス・シャイヨーと私が考案した「社会的アイデンティティ均衡」の概念を活用するにあたって、次の2つの要素が必要となる。第1に、社会的アイデンティティに応じて、各集団は最適な戦闘レベルを選択する。第2に、その戦闘レベルを考えれば、いずれの集団もアイデンティティを変えることで状況がよくなることはない。この均衡を、集団の行動とその成員の心理的アイデンティティが一致し、相互に強化し合っている状態と解釈する。個人は自身の帰属意識の持ち方に応じて行動する（戦闘するかしないかを決める）。戦闘が増えれば民族的選好が強まり、国の地位は低下する。したがって均衡状態においては、高い戦闘レベルは民族への帰属に対応し、低い戦闘レベルは国への帰属に対応する。

戦闘の均衡レベルは、争われる資源の規模によって決まる。すなわち、獲得できる資源の量が多いほど、各集団の戦闘への資源投入量は高まる。戦闘によって獲得しうる資源の規模は、国家能力によって決まると想定される<sup>18</sup>。国家能力とは、国の諸制度（法、組織、共有信念を含むものと広く定義される）の強さを表す。均衡状態においては、国家能力が高いときは戦闘レベルが低く（戦闘によって得られるものが少ないため）、したがって人々は国への帰属意識を持つ。他方、国家能力が低いときは戦闘レベルが高く、したがって人々は民族への帰属意識を持つ。

各集団の指導者は、国の公共財と自身の集団のみに資する民族財のどちらにどの程度資源投入を行うか決めることができる。公共財への投資は国の諸制度と

---

<sup>18</sup> この点は次の資料に従っている。Sambanis, Nicholas, Stergios Skaperdas, and William Wolforth, 2014, "Nation-Building Through War," unpublished manuscript.

国全体の国家能力を強化する。だが、指導者らがそうしたいと考えるとすれば、どのような理由だろうか。対抗する民族集団の成員のことを気にかける理由など彼らにあるだろうか。

指導者（あるいは政党）をモデル化する標準的な方法は、彼らが主として支持の獲得を意識すると仮定することである。このため、人々が民族への帰属意識を持つ場合、指導者らは対抗集団から支持を得ることは期待しないため、民族財のみに投資し、民族への帰属を具現化する。これに対して人々が国に帰属意識を持つ場合、指導者が対抗集団の福利を増すことができれば、その集団の一部から支持を得られる可能性がある。そうなる则彼らは、紛争を減らし国の資源の破壊をやめることで国全体の福利を増やすために、公共財を提供しようという強いインセンティブを持つようになる。したがって、民衆レベルでの国民形成は、指導者による国家建設への投資の土台となるのである。

ここに外部アクターの役割が生じる。平和強制ミッションや占領軍は、民族間戦闘の程度を外部から弱めることにより、国民形成に寄与できる。上述のモデルは、国の国家能力が当初から高ければ、指導者は制度を構築することができ、戦闘は時とともに減り、最終的にその国は国民形成と国家建設を完全に達成することを示している。しかし、イラク、アフガニスタン、シリアなどのように困難な事例もある。こうした国は当初の国家能力が極めて低く、制度の崩壊と絶え間ない民族紛争が繰り返される事態に陥りかねない。現在、世界中でナショナリズムの復活がみられる中、外国からの占領者はこのような状況で役に立つのだろうか。

均衡状態においては、占領者が十分に強力な治安部隊を提供すれば、民族間戦闘を鎮め、国への帰属を促すことができる。しかし国内の指導者は、第三者による派遣部隊が撤退すれば戦争が再発し、それによって民衆は再び民族に帰属すると期待する。このため、介入者が行うのが治安の提供だけであれば、民衆が占領者の統制下にある間は一時的に国へ帰属意識を持ったとしても、（先を見越した）指導者は公共財よりも民族財を提供し続けるインセンティブを持つ。その結果、占領中に国の諸制度が発達することはなく、占領部隊が撤退した後

も、国家能力が低すぎて国への帰属は促されないため、自己充足的予言のようにして民族間戦争が再開してしまう。

問題は、民族紛争の終結時に選出された国の指導者は民族的アジェンダを持っており、その指導者は人々の選好も変わったと確信しない限り変わらないという点である。このため、占領者は治安だけでなく公共財も提供する必要がある。この点は、「掃討」と「治安確保」の後に「構築」活動が続くイラクやアフガニスタンでの COIN 型介入の活動範囲を示すものである。

この場合に何が起こるかは、外国から提供される公共財がいかに効果的に国の諸制度に転換されるかに左右されるが、この転換がいかに行われるかは占領の性質と占領者の持つ性質に左右される。

先に指摘した国連と他の潜在的介入者との違いが問題になってくるのは、ここからである。占領者に善意があると認識されている（多次元的な国連 PKO の場合のように、「強化された同意」によって公平に行動する）場合、この外部アクターは国の諸制度の構築を支援することができる。しかし、占領者と被占領者の関係が強制されたものである場合、占領者による貢献が大きくても国の諸制度に変革をもたらす効果があるとは限らない。なぜなら、占領者が国内の指導者を締め出してしまうからである。これがいわゆる「制度のジレンマ」である。占領者の監督下にある間は、市民は自分たちの指導者が有能かどうかわからないのである。

だが、占領者が制度構築の経験に長けていればどうだろうか。それなら制度的ジレンマは緩和されるはずである。それでも、占領者が制度を構築するのに十分な長期間にわたって駐留する必要があることは同じだろう。ナショナリズム復活の時代には、このことがいわゆる「主権のジレンマ」を生む。占領は国の地位を低下させ、国への帰属意識を持ち始めた人々の抵抗を受ける。指導者は占領者の傀儡と呼ばれるのは避けたい。したがって公共財への投資をやめ、これが結果的に国の諸制度を損なう。彼らは占領者の早急な撤退を求めるが、国家能力が暴力の発生を抑えておける閾値を超える前に撤退が行われれば、人々は再び民族への帰属に向かい、戦闘が激化する。

このようなプロセスは聞き覚えがあるだろう。いわゆる増派（サージ）戦略以降のイラクの事例がまさにこれであり、イラク以外の事例にも当てはめることができる。本モデルが示すのは、第三者主導の国家建設は国民形成に大きく依存し、このため両者のバランスをとる難しい作業が求められるということである。成功できるのは、指導者が自らの民族・宗派集団だけでなく、国民全体の利益のために行動するように誘導されたときだけであり、この状況が生じるのは、制度のジレンマと主権のジレンマが重大ではないときに限られるのである。

### 結論：国連 PKO にもたらす意味

このモデルは、国連 PKO に何を示唆するのだろうか。PKO における武力行使に関してこの議論が示唆する要点は、治安提供は国家建設の進展の必要条件だということである。しかし、われわれのモデルの基礎にある心理的メカニズムが示唆するところによれば、社会的帰属意識を重視し、外国による占領や暫定統治が国の地位に関する認識に及ぼす影響を考えれば、いかに十分な資源を備えた平和のための介入においてもナショナリズムの反動が起きることは予想できる。現地住民が受け入れる技術的専門知識を提供する目的で暫定統治を設置できるという考え方は、一部の事例には当てはまるかもしれないが、平和への移行過程で暴力が用いられると状況は複雑になる。ナショナリズムの時代における暫定統治は、現地の指導層を締め出し、市民による法の支配の尊重を促すのに必要な国内制度の正当性を奪うことで、平和を損なうおそれがある。

以上の見解には、新たな研究によるさらなる探究が求められる。さらなる研究の効果的な道筋は、PKO 展開中に（現地住民が）暴力にさらされることの帰結を探ることだろう。そうすれば、上述のモデルを適用できる事例の範囲を判断する助けになるはずである。最近アフガニスタンで実施された調査で、NATO 国際治安支援部隊（ISAF）の暴力にさらされた市民は国家と介入者に対して否定的な見方をするようになっていたことがわかった。これはまさに、国連 PKO 要員がマンドート遂行のために広範に武力を行使した場合についてわれわれが懸念することである。しかしながら、市民の反応が、同意に基づいた国連 PKO 部隊による

暴力にさらされた場合でも同じかどうかはまだわからない。このモデルに含まれる因果関係の論理からいえば、武力行使の意図についての認識は関与するアクターによって異なるかもしれないからである。現地指導者が PKO 部隊の権威を損なおうとする動機は、ナショナリズム的反動を引き起こす占領者の場合と同じではないかもしれない。これらの問いはまだ実証的に研究されていないが、国の指導者が PKO 部隊のプレゼンスを求めたという事実によって、PKO による暴力が正当化されることが明らかになればどうなるだろうか。このような結論が様々な経験的文脈に適用されれば、われわれのモデルで強調された制度のジレンマや主権のジレンマの解決に大いに役立ち、国連内部で長年続く武力行使についての議論を解決することになるだろう。PKO による暴力が文民保護の目的で明確に正当化され、平和維持から強制への閾値を超えない限りは、国家建設と国民形成という長期的目標と両立するとも考えられる。

広範な強制行動が必要な場合は、国連ミッションは暫定行政を主導するのに相応しくないかもしれない。われわれのモデルでは、第三者のリソースが国の諸制度を支える公共財に転換される効率は、その第三者がどのように認識されているかに部分的に依存する。国連は大国のスケープゴートになり下がらない限り、他の当事者による占領がナショナリズム的反動を引き起こしかねない困難事例における制度的な平和構築に特化することで、相対的な弱みを有利に利用することができる。このような国家能力の低い事例では、いかに多くのリソースを費やしても強制力だけで国民形成の均衡状態を生み出すことはできない。平和維持についての新しい考え方は、民族間戦闘を終わらせるのに必要な COIN 型強制活動と、国連が効果的に実施することのできる平和構築ミッションとをいかに橋渡しするかに重点を置くべきであろう。

表 A1 主な国連 PKO ミッション (1947 年～現在)

ミッション	期間	部隊規模 (最大時)	役割
UNSCOB	1947-52	36	ギリシャ国境侵犯の監視
UNCI	1947-51	63	インドネシア停戦とオランダ部隊撤退の監視
UNTSO	1948- 現在	572	中東戦争の停戦・休戦違反に関する報告
UNMOGIP	1949- 現在	102	カシミールの停戦監視
UNEF I	1956-67	6,073	部隊撤退の監視・監督とイスラエルとエジプトの部隊間の緩衝機能
UNOGIL	1958	591	シリアからレバノン反乱勢力への秘密支援の阻止
ONUC	1960-64	19,828	コンゴの秩序維持、外国部隊の駆逐、分離と外部介入の防止
UNSF	1962-63	1,576	ニューギニアでのオランダとインドネシアからの統治移譲の間の秩序維持
UNYOM	1963-64	189	イエメンでの兵力引き離しの監視
UNFICYP	1964- 現在	6,411	キプロスでの内紛と外部介入の防止
DOMREP	1965-66	2	国内各派間の停戦状況の報告
UNIPOM	1965-66	96	インド・パキスタン国境の監視
UNEF II	1973-79	6,973	停戦と部隊撤退の監視、エジプト・イスラエル間の緩衝地帯の管理
UNDOF	1974- 現在	1,450	シリア・イスラエル国境の巡視
UNIFIL	1978- 現在	7,000	イスラエル部隊撤退の監視、秩序維持、レバノン政府の統治回復支援
UNGOMAP	1988-90	50	アフガニスタンに関するジュネーブ協定の監視とソ連軍撤退の監視
UNIIMOG	1988-91	399	停戦とイラン、イラク両軍の相互撤退の監視
UNAVEM I	1989-91	70	アンゴラからのキューバ軍撤退の検証
UNTAG	1989-90	4,493	ナミビアの独立への移行支援と自由で公正な選挙の確保
ONUVEN	1989-90	120	ニカラグア選挙監視
ONUCA	1989-92	1,098	コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグアによる武装解除と域内非正規軍の無力化に関する合意の遵守状況の検証
ONUVEH	1990-91	260	ハイチの選挙監視

ミッション	期間	部隊規模 (最大時)	役割
UNIKOM	1991-2003 <sup>i</sup>	1,440	クウェートとイラク間の非武装地帯の監視。 米国主導の連合によるイラク占領に伴い撤収 (少数の監視要員が残留するが事実上機能し ておらず、安保理の措置待ち)
UNAVEM II	1991-95	476	アンゴラ内戦終結のための和平協定遵守状 況の検証
ONUSAL	1991-95	1,003	エルサルバドル内戦の停戦と人権合意の監視
MINURSO	1991- 現在	375	西サハラの独立かモロッコへの併合かを決め る住民投票の実施
UNAMIC	1991-92	380	カンボジア各派による停戦合意維持の支援
UNPROFOR	1992-95	21,980	クロアチアとボスニア・ヘルツェゴビナの停戦 推進、人道支援プログラムの防護
UNTAC	1992-93	19,500	カンボジア各派の武装解除、暫定政府の監 督、自由選挙の実施
UNOSOM I	1992-93	550	ソマリア各派間の停戦監視、救援物資輸送 の防護
ONUMOZ	1992-94	7,500	モザンビークの国内和平合意の監視、戦闘員 の武装解除、統一軍の設置、国民選挙の実 施、人道支援の実施
UNOMIG	1993-2009	120	アブハジアに関する停戦合意の検証、CIS 平 和維持部隊の監視
UNOMUR	1993-94	100	ウガンダ・ルワンダ国境地域の監視ミッション、 武器輸送の監視
UNOSOM II	1993-95		ソマリアの国連ミッション、平和創造活動
UNAMIR	1993-96	5,500	ルワンダの無防備な住民の虐殺阻止、難民 支援、残虐行為の報告
UNMIH	1993-96	900	ハイチでのミッション、治安維持と選挙監視
UNOMIL	1993-97	91	OAS 平和維持部隊の監視を行うリベリア監 視団
UNASOG	1994	25	リビア・チャド国境アオゾウ地帯の監視団
UNMOT	1994-2000	24	タジキスタンでの停戦違反調査、OSCE およ び CIS ミッションとの協力
UNMIBH	1995-2002	1,584	ボスニア・ヘルツェゴビナにおける法執行の 監視
UNPREDEP	1995-99	1,150	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国の予防展 開軍
UNCRO	1995-96	20	クロアチアにおける信頼回復



ミッション	期間	部隊規模 (最大時)	役割
UNAVEM III	1995-97	5,560	アンゴラの和平協定(1991)、ルサカ議定書(1994) および関連安保理決議の検証ミッション
UNMOP	1996-2002	28	クロアチア・プレブラカ半島の非武装化監視
UNTAES	1996-98	5,257	東スラボニア(クロアチア)の非武装化支援
UNSMIH	1996-97	1,549	ハイチ支援ミッション
UNTMIH	1997	300	ハイチ暫定ミッション
MINUGUA	1997	155	グアテマラ検証ミッション
MIPONUH	1997-2000	290	ハイチ文民警察ミッション
MONUA	1997-99	5,560 <sup>ii</sup>	アンゴラにおける監視ミッション。UNAVEM IIIの後続
MINURCA	1998-2000	1,350	中央アフリカ共和国の治安と安定の維持・強化支援
UNAMSIL	1999-2005	109	シエラレオネの軍事情勢の監視と安保理への報告。UNOMSILを引き継いだ
MONUC	1999-2010	5,537	コンゴ民主共和国での停戦合意の監視、人道支援の提供。MONUSCOに交代
UNMIK	1999- 現在	40,000 (KFOR)	KFOR/ NATO 部隊と共同でのコソボの治安維持活動。基本的に人道支援
UNMEE	2000-2008	4,300	エチオピア・エリトリア間の停戦監視
UNAMA	2002- 現在 <sup>iii</sup>	450	アフガニスタン。厳密には平和維持ミッションではなく、国際治安支援部隊と協力し、人道援助を提供
UNMISET	2002-2005	5,000	東ティモール新政府のための暫定治安維持
MINUCI	2003-2004	0	ECOWAS およびフランス軍と共同でリナ・マルクーシ合意の履行を監視
UNMIL	2003- 現在	15,000	停戦・和平合意の履行監視、警察訓練の提供、軍の再構築支援
MINUSCA	2014- 現在	軍事 10,000 警察 1,820 (承認済み、 編成中)	中央アフリカ共和国における暴力からの文民保護と移行プロセスの実施支援。AU 主導のMISCA を引き継いだ
MINUSMA	2013- 現在	軍事 11,200 警察 1,440	国の安定化のため、マリ暫定政府の活動を支援
MINUSTAH	2004- 現在	軍事 8,940 警察 4,391	ハイチ国家警察の再建・改革の監視、治安の回復、2010年のハイチ地震後の安定化
UNAMID	2007- 現在	軍事 19,555 警察 6,432	ダルフルールにおける文民保護、交戦勢力間の和平合意の検証

ミッション	期間	部隊規模 (最大時)	役割
MONUSCO	2010- 現在	軍事 19,815 軍事オブ ザーバー 760 警察 391 警察部隊 1,050 (計 22,016)	コンゴ民主共和国における政府の安定化努力 の支援に必要なあらゆる手段による文民保護
UNISFA	2011- 現在	軍事 5,326 警察 50	スーダン・南スーダン国境アビエ地域の非武 装化監視
UNMISS	2011- 現在	軍事 12,500 警察 1,324	南スーダンにおける平和・発展への条件確立 を支援するための平和と安全の定着
UNOCI	2004- 現在	軍事 6,908 軍事オブ ザーバー 170 警察 1,471 (計 8,549)	2004 年和平合意の履行促進、偏らない文民 保護、当局による治安情勢の安定化の支援。 MINUCI に代わって設立
MINURCAT	2007-2010	軍事 5,200 軍事連絡 25 警察 300	チャドおよび中央アフリカ共和国における 文民保護、難民の帰還・再統合の支援。 EUFOR を引き継ぐ
UNOMSIL	1998-1999	軍事オブ ザーバー 192 その他軍事 15 医療要員 2	シエラレオネにおける治安情勢と DDR 進捗 の監視
ONUB	2004-2006	軍事 5,400 軍事オブ ザーバー 168 警察 97	ブルンジ停戦合意の監視と履行支援、DDR とアルーシャ合意に定める選挙プロセス完了 の支援
UNMIS	2005-2011	軍事 9,304 軍事オブ ザーバー 513 警察官 702 (計 10,519)	包括和平合意の履行の支援・監視・検証
UNTAET	1999-2002	軍事 9,150 警察 1,640	すべての立法・行政権の行使する権限を 与えられた東ティモール暫定行政機構。 UNMISET に引き継がれた
UNMIT	2006-2012	警察 1,608 軍事連絡・ 幕僚 34	東ティモールにおける民主主義定着と平和安 定化の多角的支援

ミッション	期間	部隊規模 (最大時)	役割
UNPSG	1998-1998	警察 114	UNTAES の警察任務を引き継いだ。クロアチア警察の活動監視
UNSMIS	2012	軍事オブザーバー 278	紛争終結計画の監視・支援。暴力激化によりミッション終了

出典 : Lawrence Ziring, Robert Riggs and Jack Plano, *The United Nations* (Belmont, Ca: Wadsworth, 2005), 216-219; United Nations Peacekeeping Operations, *Police, Troops and Military Observers – Contributors by Mission and Country*, UN peacekeeping homepage, December 2002; Center for International Relations, *Current UN Peace-Keeping Operations*, Zurich, Switzerland, PKO webmaster, Jan. 1998; UN peacekeeping homepage, accessed October 2014, <http://www.un.org/en/peacekeeping/>.

- i 国連の記録によれば、引き続き実施中。
- ii UNAVEM III とされる部隊は MONUA の下で活動する部隊と同じ。
- iii 国連平和維持部隊とはみなされない。

